

東住吉森本病院 臨床研修管理委員会規程

(設置)

第1条 医療法人橘会（以下「橘会」という。）東住吉森本病院（以下「森本病院」という。）に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第6条第2項の規定に基づき、臨床研修管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 医師臨床研修の目的達成と研修内容および研修環境の充実を図り、臨床研修プログラム及び研修医の管理、評価等を行うことを目的とする。

2 管理委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修プログラムの全体的な管理に関すること
- (2) 研修医の全体的な管理に関すること
- (3) 研修医の研修状況の評価に関すること
- (4) 採用時における研修希望者の評価に関すること
- (5) 研修に関する評価に関すること
- (6) 指導医、臨床研修指導者への支援に関すること
- (7) 研修未修了・中断者への対応に関すること
- (8) 研修後及び中断後の進路について相談等の支援に関すること
- (9) その他、臨床研修に関し必要な事項

(組織)

第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) プログラム責任者
- (3) 臨床研修センター顧問
- (4) 副院長
- (5) 必修科目及び選択必修科目責任者
- (6) 研修協力病院及び研修協力施設の研修実施責任者
- (7) 看護部門の責任者
- (8) 事務部門の責任者
- (9) 技術部門の責任者
- (10) 薬剤部門の責任者
- (11) 研修医の代表者
- (12) 臨床研修事務局
- (13) 院外の医師（外部委員）
- (14) 院外の有識者（外部委員）
- (15) その他委員会が必要と認めた者

2 委員は、病院長が委嘱し、又は命ずる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 管理委員会に委員長を置き、臨床研修センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 管理委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 管理委員会は、原則として年3回以上開催する。

(代理出席等)

第7条 委員が会議に出席できないときは、代理の者の出席又は委任状の提出をもって会議に出席したものとみなす。

(委員以外の者の出席)

第8条 管理委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 議事内容は、議事録をもって病院長へ報告するとともに、必要と認められる事項について関係各部署へ報告を行うものとする。

2 議事録は、院外委員には郵送又はメールにて報告、院内委員にはサイボウズにて報告する。

また、サイボウズの共有フォルダに掲載し全職員が閲覧できるようにする。

3 原本は、臨床研修事務局において保管するものとする。

(臨床研修小委員会の設置)

第10条 管理委員会の下部組織として、臨床研修小委員会（以下、「小委員会」という）を設置する。

(小委員会の目的)

第11条 小委員会は、研修が円滑に行われるように、臨床研修全般に関する実務的な検討・審議を行う。

(小委員会の業務)

第12条 小委員会は、第11条の目的達成のため、下記の業務の検討、審議を行う。

(1) 研修プログラムの運営、管理、及びプログラム間の調整、変更など実務的なこと

(2) 研修医の評価、指導に関すること

(3) 研修医募集と採用に関すること

- (4) 指導医、指導者への評価に関する事
- (5) その他、臨床研修に関し必要な事項

(小委員会の構成)

第 13 条 小委員会の構成は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) プログラム責任者
- (3) 臨床研修センター顧問
- (4) 副院長
- (5) 看護部門の責任者
- (6) 事務部門の責任者
- (7) 技術部門の責任者
- (8) 薬剤部門の責任者
- (9) 研修医の代表
- (10) 臨床研修事務局
- (11) その他委員会が必要と認める者

2 委員は、病院長が委嘱し、又は命ずる。

(小委員会委員の任期)

第 14 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(小委員会の委員長)

第 15 条 小委員会に委員長を置き、臨床研修センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(小委員会の会議)

第 16 条 小委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 小委員会は、原則として毎月第 4 金曜日の病院運営会議終了後の他、必要の都度開催する。但し、管理委員会開催月は、小委員会は開催しない。

(小委員会の代理出席等)

第 17 条 委員が会議に出席できないときは、代理の者の出席又は委任状の提出をもって会議に出席したものとみなす。

(小委員会委員以外の者の出席)

第 18 条 小委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 19 条 管理委員会、小委員会の庶務は、臨床研修事務局において処理する。

(事務局)

第 20 条 委員会の事務局は、臨床研修事務局とする。(以下「事務局」という。)

2 事務局は、診療支援課 臨床研修事務局専任事務員と兼任事務員で構成される。

3 事務局の所管業務は、以下のとおりとする。

- (1) 臨床研修指定病院の各種申請に関する事
- (2) 臨床研修病院群各施設との連絡・調整に関する事
- (3) 研修医の募集・採用に関する事
- (4) 委員会の運営事務に関する事
- (5) 研修医の相談窓口に関する事
- (6) その他の臨床研修の事務手続きに関する事

(改定)

第 21 条 この規程は、委員会の承認をもって改定することができる。

(附則)

平成 17 年 4 月 1 日施行

平成 25 年 9 月 1 日改定

平成 26 年 9 月 20 日改定

平成 27 年 1 月 1 日改定

平成 28 年 10 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改訂

東住吉森本病院 臨床研修管理委員会 委員一覧

所属施設	氏名	役職	担当科
東住吉森本病院	池邊 孝	臨床研修センター長 副院長 救急・総合診療センター長	救急・総合診療センター
	寺柿 政和	院長	循環器内科
	廣橋 一裕	臨床研修センター顧問 救急・総合診療センター顧問	救急・総合診療センター
淀川キリスト教病院	藤原 寛	院長	
丹比荘病院	池谷 俊哉	院長	精神科
東住吉森本リハビリテーション病院	服部 玲治	院長	地域医療
藤崎クリニック	藤崎 秀孝	院長	地域医療
五戸総合病院	安藤 敏典	院長	地域医療
住まいと介護研究所	谷口 昌宏	所長	
慶元クリニック	慶元 正洋	院長	
東住吉森本病院	仲川 浩一郎	副院長 内視鏡センター長	内科・消化器内科
	波多野 雅人	麻酔科部長 手術センター長	麻酔科
	藪さこ 恒夫	内科主任部長	内科・消化器内科
	清田 誠志	外科部長	外科
	藤本 圭志	放射線科部長 医局長	放射線科
	寺浦 英俊	整形外科部長	整形外科
	大場 一輝	緩和ケア科部長 地域医療連携センター長	緩和ケア科
	宮崎 知奈美	循環器内科部長	循環器内科
	加賀 慎一郎	救急・総合診療センター部長	救急・総合診療センター
	井上 洋人	脳神経外科医長	脳神経外科
	西田 幸生	HCU部長	HCU
	大橋 剛輝	形成外科医長	形成外科
	芝谷 泉	看護部長	
	東 悟	技術部長	
	野村 剛久	薬剤部長	
	大西 雄一郎	管理部長	
	研修医代表	研修医	
臨床研修事務局	診療支援課課員		

東住吉森本病院 臨床研修小委員会 委員一覧

所属施設	氏 名	役 職	担当科
東住吉森本病院	池邊 孝	臨床研修センター長 副院長 救急・総合診療センター長	救急・総合診療センター
	寺柿 政和	院長	循環器内科
	廣橋 一裕	臨床研修センター顧問 救急・総合診療センター顧問	救急・総合診療センター
	仲川 浩一郎	副院長 内視鏡センター長	内科・消化器内科
	芝谷 泉	看護部長	看護部
	東 悟	技術部長	技術部
	野村 剛久	薬剤部長	薬剤部
	大西 雄一郎	管理部長	管理部
	研修医代表	研修医	臨床研修センター
	臨床研修事務局	事務	診療支援課